

土地や建物、株の売買
など

土地建物や、株の売買などに対する税金は、分離課税といって他の所得と区分して計算します。土地家屋を国などの公共事業に対して売った場合でも、申告をしなければ特別控除の対象とはなりません。

また、株の損益通算についても、申告をしなければ適用されませんので申告が必要です。

宅地や遊休農地での
臨時駐車場

臨時で宅地などを有料駐車場とした場合でも、その収入は不動産所得となります。
収入支出を取りまとめ、正しく申告しましょう。

申告書作成会場を
開設します

一関税務署では次の期間、確定申告書作成会場を開設します。

- ◎期間：2月8日(月) ～ 3月15日(火)
(土・日曜、祝日を除く)
- ◎時間：9時～16時
- ◎場所：岩手日報社一関ビル
3階大ホール

※ 駐車場の台数に限りがありますが、まずで、公共交通機関などのご利用をお願いします。

◎問い合わせ先

一関税務署 ☎23-4205
※ 確定申告についての質問などは「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。

「確定申告書作成
コーナー」をご利用
ください!

ご自分で確定申告書を作成する場合は国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用ください。

画面の案内に従って、金額などを入力すれば、控除額や税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書などが作成できます。

作成した申告書は、印刷して郵送などで提出できるほか、e-TAXを利用して電子送信により提出することもできます。

◎メリット

- ▽確定申告期間中は、24時間いつでも利用できます
- ▽自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成できます
- ▽データを保存すれば、翌年の申告でも利用が可能です

◎e-TAXを利用して電子送信すると

▽添付書類の提出省略(5年間の保存が必要)

▽還付金がスピーディー(3週間程度)

※ e-TAXの利用には「電子証明書」と「ICカードリーダーライター」が必要です。

東日本大震災に伴
う雑損控除

大震災により住宅や家財などに損害を受けた人は、雑損控除の適用により所得税や個人住民税が軽減される場合があります。

雑損控除の手続きのためには次の書類などを用意する必要があります。あるいは、個別に調査や判断が必要な場合もありますので、申告前に最寄りの税務署へご相談ください。

▽手続きに必要な書類

- ①被害を受けた資産や取得時期、取得価額が分かるもの
- ②被害を受けた資産の取り壊し費用や除去費用、修理費用などが分かるもの
- ③被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額が分かるもの
- ④市町村から交付された「り災証明書」

障害者控除を受けられます

障害者控除

納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に、障がい者や寝たきり高齢者などがある場合には、障害者控除を受けられます。

【対象者】

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人
- ②6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人
- ③身体障害者手帳などの交付を受けていないが、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で、その障がいの程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人

※ ②、③については介護保険認定者であること

【手続き】

- ①の人は申告の際に手帳などを持参してください。
- ②、③の人は保健センターに申請し、認定書の交付を受ける必要があります。

おむつ代の
医療費控除

確定申告の際に、寝たきり高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。

ただし「介護保険の要介護認定を受けており、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人」は医師の証明書に代え、町が発行する確認書で控除が受けられる場合があります。

※ 初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。

※ 手続きは1年ごとに必要です。

町で発行する障害者控除認定書とおむつ使用確認書は、申請内容を確認後、郵送で交付します。書類の即日交付はできませんので、事前に申請してください。

問い合わせ先

保健センター ☎46-5571

自分たちの地域は

自分たちの手で守る!



【特集】 地域を守るHERO —消防団—

世界遺産の町「平泉」この歴史ある町と住民の命を守る消防団。消防団は、消火活動のみではなく、地震や台風などの大規模災害時には昼夜を分かたず果敢に活動しており、地域防災力の中核として不可欠な存在となっています。しかし年々町の消防団員数は減少を続けています。地域の防災力を維持・強化していくために、消防団員の確保が課題となっています。今月の特集では、地域の防災のために尽力する消防団について紹介しながら、防災について考えます。

写真：平成28年文化財防火訓練